



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北海道大学法学会記事
Citation	北大法学論集, 63(1), 163-165
Issue Date	2012-05-29
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/49309
Type	other
File Information	HLR63-1_004.pdf



雑
報

北海道大学法学会記事

二〇一一年二月九日(金) 午後三時より

「アイヌ政策をめぐる法と政治

」政策懇談会報告をめぐる」

報告者 常 本 照 樹
出席者 四 八 名

日本におけるアイヌ政策は、二〇〇七年六月の衆参両院による「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」によって転換した。それまでの施策の根拠になっていた一九九七年制定のアイヌ文化振興法は、アイヌ民族を少数民族と位置づけていたが、国会決議は、アイヌを先住民族と認め、その前年に国連総会が採択した「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の関連条項を参照しつつ総合的な施策の確立に取り組むことを政府に求めたのである。

これを受けて内閣官房長官は「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置し、今後のアイヌ政策の総合的検討と具体的提言の取りまとめを行わせることとした。佐藤幸治・京都大学名誉教授(憲法学)を座長とし、報告者も加わってスタートした懇談会には、その審議に当たって、次のような明示黙示の条件が課されていたといえよう。アイヌ文化振興法の基礎となっている「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」報告から前進すること、審議に当たって国連宣言の関連条項を参照し、先住民族であるとの認識に基づく政策であること、アイヌ民族による提案をベースに検討すること、同和対策と区別すること、アイヌ民族及び日本の実情に適合した政策であること、そして一年間で結論を出すこと、である。

審議においては、まず北海道ウタリ協会(現・北海道アイヌ協会)理事長でもある加藤委員からの提言を聴取し、さらに北海道内及び東京の現地視察等によってアイヌの人々の生の声を聞くように努め、これらを具体的政策提言の検討の基本とした。これと並んで、「先住民族であるとの認識に基づく政策」の検討の前提として、これまでの先住民族概念を再検討し、「記述的先住民族概念」、「規範的実体的先住民族概念」そして「規範的手続的先住民族概念」の三種がありうると整理した(これら

は報告者の造語であり、懇談会がそれとして用いているわけではない。「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」が前提としていたのが「記述的先住民族概念」であり、先住民族を規範概念ととらえ、先住民族としての地位から一定の権利が流出する（その権利を列挙した例が国連宣言）という考え方が「規範的実体的先住民族概念」であるが、今回の懇談会としては「記述的先住民族概念」を乗り越えることが要請されている一方で、「規範的実体的先住民族概念」は現時点でのアイヌ民族及び日本の実情に適合しているとはいえない恐れがあった。そこで、懇談会は、同意を得ることなく、あるいはその意にかかわらず、ある民族をマイノリティたる地位に追い込み、その利益に深刻な打撃を与えたというプロセスに着目し、先住民族たる地位は、それに対する国の配慮義務を（他の少数民族に對する場合よりも）加重するように手続的に要求するものにとらえることとした。この「規範的手続的先住民族概念」を採ることにより、国連宣言に列挙されている諸権利については、それをダイレクトに実現すると言うより、政策事項を検討する際のリファレンスとして機能することになる。

このような手続的先住民族概念にたつて回復すべき利益として指定されたのが文化であるが、これはアイヌ文化振興法にお

ける文化とは異なり、「生活様式の総体」としての広義の文化であることに留意する必要がある。さらに、懇談会は、国の最高法規である憲法に政策を基礎付けることとし、憲法一三条における「個人の尊重」に着目して、個人の尊重とは個人の生き方の選択の尊重にほかならないとしたうえ、個人がアイヌらしく生きること（アイヌのアイデンティティによって生きること）を誇りをもって選択する自由が保障されなければならず、また、多様な文化の中でもこの保障にとって必要なものが特に重視されなければならないと考えた。この民族的アイデンティティの尊重はすべての少数民族に妥当することではあるが、手続的先住民族概念を採ることにより、アイヌ民族に対しては特に重い配慮義務が国に課されることになるのである。

このような思考とそれに基づく政策の提言を含む懇談会報告書は二〇〇九年七月に官房長官に提出され、翌二〇一〇年一月から、この提言をアイヌ民族と協議しつつ実現することを主任務とするアイヌ政策推進会議が内閣官房長官を座長として活動している。

*以上が法学会における報告の概要であるが、概ね同旨の拙文が『日本型』先住民族政策の可能性についてと題して『アイヌ民族と教育政策』新しいアイヌ政策の流れのなかで（札幌

幌大学附属総合研究所ブックレット第四号 二〇一一年一二月
刊)に収められているので、御関心の向きは御参照いただければ幸いです。